

令和4年度不服申立件数及び処理状況を公表します (R4.4.1~R5.3.31)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第85条では、不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならないとされていることから、市長が審査庁となる審査請求の件数等について掲載します。

1. 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

審査庁	審査請求件数			処理状況(件)				
	合計	新規	継続	認容	棄却	却下	取下げ	処理中
市長	0	0	0	0	0	0	0	0
教育長	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業



小児・障がいのある方は対象航空運賃の還付請求ができます!

■航空運賃の還付請求ができる方

沖縄県離島住民割引運賃カードをお持ちの方

- ①小児(搭乗日時時点で11歳以下)
- ②障がい者手帳(身体・精神・療育)をお持ちの方及びその付添い1名

※還付対象となる運賃種別は「離島割引運賃」及び「小児運賃」「障がい者割引運賃」(ANA・スカイマーク)となり、「先特割」「特割」等の運賃は還付請求対象外です。

JALグループについては新料金体系への移行に伴い、小児・障がい者運賃が廃止となっています。

【還付対象・還付金額】

対象路線	航空運賃及び対象者(片道)			
	離島割引運賃		小児運賃	障がい者割引運賃
	小児	障がい者		
宮古-那覇	1,850円	1,200円	3,900円	4,650円
宮古-石垣	1,200円	750円		
下地島-那覇	1,000円	1,000円	3,600円	3,600円

■対象期間

R5年4月1日~R6年3月31日までの搭乗分

■請求期限 R6年4月3日(水)

※期限日前は窓口が混み合いますので、搭乗後その都度申請されることをお勧めします。

■請求に必要なもの

- ①搭乗が確認できる書類(搭乗券・搭乗案内・運賃種別の記載がある搭乗証明書)
- ②領収書(①で運賃種別が確認できない場合は、運賃種別の記載がある領収書) **領収書の宛名は搭乗者本人または請求者で提出をお願いします。**
- ③口座名義人、口座番号、金融機関、支店名などが確認できる通帳・キャッシュカード
- ④離島住民割引運賃カード
- ⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の写し
- ⑥印鑑(シャチハタ不可)
- ⑦窓口に来庁される方の本人確認書類(免許証等)

【受付時間】

8:30~12:00、13:00~17:15

☆お知らせ☆

還付請求申請には領収証の添付が**必須**となります。

※e-チケットお客様控えは使用できません。

☎ 市民課 ☎ 72-3751(代)

令和4年度情報公開制度の運用状況を公表します (R4.4.1~R5.3.31)

1. 行政文書開示請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理状況(件)						
		開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	存否応答拒否	処理中
市長	184	90	62	6	17	9	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	19	7	10	0	2	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	1	0	1	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	204	97	73	6	19	9	0	0

2. 不服申立ての処理状況

申し立て件数	却下	認容	部分認容	棄却	取下げ	処理中
0	0	0	0	0	0	0

情報公開制度について

宮古島市では、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を図り、市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な市政の推進に資することを目的に情報公開制度を実施しています。



令和4年度個人情報保護制度の運用状況を公表します (R4.4.1~R5.3.31)

1. 自己情報開示等請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理状況(件)						
		開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	訂正	削除
市長	13	9	1	0	0	3	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	3	0	3	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	16	9	4	0	0	3	0	0

2. 不服申立ての処理状況

申し立て件数	却下	認容	部分認容	棄却	取下げ	処理中
0	0	0	0	0	0	0

個人情報保護制度について

個人情報保護制度とは、市民の皆様の基本的人権を擁護するため、市が保有する個人に関する情報の適正・安全な管理に努め、保有の目的を超えた個人情報の利用や外部への提供を制限するなど、個人情報の保護を図る制度です。市が行う個人情報の取り扱いについてルールを定め、自分の情報を見たり、情報の誤りを正したりする権利を保障しています。

自己情報開示等請求の窓口 / 行政文書開示請求の窓口 ☎ 総務課 行政管理係 ☎ 72-3751(代)